

●香川県告示第299号

平成3年香川県告示第89号（母子保健法施行細則の規定による徴収する費用の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成20年7月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成20年7月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改正後				改正前						
<p>2 1の規定にかかわらず、既に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条の規定による療育の給付のうち入院による給付（以下「入院の給付」という。）を受けている者が属する世帯と同一の世帯に属する者が措置を受けた場合において、入院の給付を受けている者に係る入院の給付と当該措置が同時に行われた期間に係る徴収額は、別表の納入義務者の属する世帯階層の欄に掲げる区分に応じ、当該措置を受けた者1人につき加算月額とする。</p>				<p>2 1の規定にかかわらず、既に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条の規定による<u>育成医療又は同法第21条の9の規定による療育の給付</u>のうち入院による給付（以下「入院の給付」という。）を受けている者が属する世帯と同一の世帯に属する者が措置を受けた場合において、入院の給付を受けている者に係る入院の給付と当該措置が同時に行われた期間に係る徴収額は、別表の納入義務者の属する世帯階層の欄に掲げる区分に応じ、当該措置を受けた者1人につき加算月額とする。</p>						
別表				別表						
徴収基準額表				徴収基準額表						
階層区分	納入義務者の属する世帯階層		徴収基準月額	基準加算月額	階層区分	納入義務者の属する世帯階層		徴収基準月額	基準加算月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	B	市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（ <u>C1</u> 所得割の額のない世帯）	5,400	540	C	所得税非課税世帯であって、市町村民税の均等割、所得割による区分	市町村民税の均等割のみ課税世帯	<u>C1</u>	5,400	540
		所得割の額のある世帯	<u>C2</u>	7,900			790	市町村民税所得割課税世帯	<u>C2</u>	7,900

D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000円以下	D 1	10,800	1,080
		15,001円～ 40,000円	D 2	16,200	1,620
		40,001円～ 70,000円	D 3	22,400	2,240
		70,001円～ 183,000円	D 4	34,800	3,480
		183,001円～ 403,000円	D 5	49,400	4,940
		403,001円～ 703,000円	D 6	65,000	6,500
		703,001円～ 1,078,000円	D 7	82,400	8,240
		1,078,001円～ 1,632,000円	D 8	102,000	10,200
		1,632,001円～ 2,303,000円	D 9	123,400	12,340
		2,303,001円～ 3,117,000円	D 10	147,000	14,700
		3,117,001円～ 4,173,000円	D 11	172,500	17,250
		4,173,001円～ 5,334,000円	D 12	199,900	19,990
		5,334,001円～ 6,674,000円	D 13	229,400	22,940
		6,674,001円以上	D 14	全額	左の徴収 基準月額 の10%に 相当する 額。ただ し、そ の額が 26,300円

D	所得税課税世帯の所得税額による区分（所得税の年額）	所得税の年額 30,000円以下	D <sub>1</sub>	10,800	1,080
		30,001円～ 80,000円	D <sub>2</sub>	16,200	1,620
		80,001円～ 140,000円	D <sub>3</sub>	22,400	2,240
		140,001円～ 280,000円	D <sub>4</sub>	34,800	3,480
		280,001円～ 500,000円	D <sub>5</sub>	49,400	4,940
		500,001円～ 800,000円	D <sub>6</sub>	65,000	6,500
		800,001円～ 1,160,000円	D <sub>7</sub>	82,400	8,240
		1,160,001円～ 1,650,000円	D <sub>8</sub>	102,000	10,200
		1,650,001円～ 2,260,000円	D <sub>9</sub>	123,400	12,340
		2,260,001円～ 3,000,000円	D <sub>10</sub>	147,000	14,700
		3,000,001円～ 3,960,000円	D <sub>11</sub>	172,500	17,250
		3,960,001円～ 5,030,000円	D <sub>12</sub>	199,900	19,990
		5,030,001円～ 6,270,000円	D <sub>13</sub>	229,400	22,940
		6,270,001円以上	D <sub>14</sub>	全額	左の徴収 基準月額 の10%に 相当する 額。ただ し、そ の額が 26,300円

に満たない場合は、  
26,300円

備考

1 この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

4 徴収額の決定の特例

- (1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

に満たない場合は、  
26,300円

備考

1 この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C<sub>2</sub>階層における「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD<sub>1</sub>～D<sub>14</sub>階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税による。

(2) 入院期間が1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D14階層を除く。)

$$\frac{\text{徴収基準月額又は基準加算月額}}{\text{基準加算月額}} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収額を決定するものとする。

5 略

6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいう。

7 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

4 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収額の決定は行わない。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5 略

6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、知事が支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び結核予防法負担額を差し引いた残りの額をいう。